



讓我們來申請個人編號卡吧！ マイナンバーカードを作りましょう！

什麼是個人編號卡？

マイナンバーカードとは

在日本居留超過三個月以上的外國籍人士，可以申請、獲取個人編號卡。
（「短期居留」、「外交」、「公務」的在留資格除外。）個人編號卡是一張附有IC晶片的塑膠材質卡片，上面記載姓名、住址、出生年月日、性別、個人編號及本人面部照片等。

日本に3か月を超えて滞在する外国籍の方は、マイナンバーカードを申請・取得することができます。（「短期滞在」、「外交」、「公用」の在留資格を除く。）
マイナンバーカードは、プラスチック製のICチップ付きカードで券面に氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバー（個人番号）と本人の顔写真等が表示されます。



個人編號卡的功用

マイナンバーカードでできること

- 可做為健康保險證使用 健康保險証利用
- 可於便利商店取得住民票副本 コンビニでの住民票の写しの取得
- 可於網路申報所得稅 所得稅のオンライン申告

個人編號卡的申請方法

マイナンバーカードの申請方法

可使用附帶的發放申請書及寄送專用信封，以郵寄方式申請。
別添の交付申請書・送付用封筒を使用して郵便で申請できます。

- ①於發放申請書上填入必要項目，並貼上面部照片。
交付申請書に必要事項を記入し、顔写真を貼り付ける。
- ②確認發放申請書填寫內容是否正確，放入寄送專用信封，投遞郵筒。
交付申請書の内容に間違いがないか確認し、送付用封筒に入れて、郵便ポストに投函。

⇒約一個月後發放個人編號卡。
約1か月後、マイナンバーカードが交付されます。

除了以郵寄申請之外，亦可透過智慧型手機、電腦、居家附近的證件照照相機來申請。

郵便のほか、スマートフォン、パソコン、まちなかの証明用写真機でも申請できます。

申請手續和流程請參照此處：

申請の手續や流れについてはこちらをご覧ください。

個人編號卡綜合網站 マイナンバーカード総合サイト

<https://www.kojinbangou-card.go.jp/zh-tw-kofushinse/>



持有個人編號卡的外國居住者們 マイナンバーカードをお持ちの外国人住民のみなさまへ

居留期間延長的情況下...

需要變更個人編號卡的卡片記載事項

在留期間の延長を行った場合・・・マイナンバーカードの券面記載事項の変更が必要です

個人編號卡的有效期限到期前，如果不去市區町村的櫃檯辦理延長手續的話，卡片將會失去效力。

マイナンバーカードの有効期限が経過するまでに市区町村の窓口で延長の手続を行わないと、カードは失効してしまいます。



正面



背面



居留期間の更新許可等、居留期間有所變更的情況下，變更的情報不會自動反映在個人編號卡上。已經擁有個人編號卡的人士請到住處的市區町村櫃檯辦理更新手續。

「住所」及在留卡上的「姓名」等有所變更時，請在14天內到市區町村的櫃檯辦理關於個人編號卡的手續。

【即將要申請個人編號卡的人士】

近日準備更新居留期間或居留資格的人，請在更新之後（居留期限變更後）再申請個人編號卡。

在留期間の更新許可等により在留できる満了日が変更された場合、その情報はマイナンバーカードには自動的に反映されません。マイナンバーカードを既にお持ちの方はお住まいの市区町村の窓口で手続を行ってください。

なお、「住所」や在留カード上の「氏名」などを変更した場合も、14日以内に市区町村の窓口でマイナンバーに係る手続を行ってください。

【これからマイナンバーカードを申請する方】

在留期間の更新又は在留資格の変更許可申請を近々予定されている方は、マイナンバーカードの申請は、その結果後（在留できる満了日の変更後）に行ってください。

★個人編號綜合免費電話（免通話費）

マイナンバー綜合フリーダイヤル（通話料無料）

【受理時間】工作日9:30~20:00、六日及假日9:30~17:30（年初年末除外。）

※關於個人編號卡的遺失・遭竊等暫停使用，365天24小時全天候應對

【受付時間】平日9:30~20:00、土日祝日9:30~17:30（年末年始を除く。）

※マイナンバーカードの紛失・盗難などによる一時利用停止については、24時間365日対応

（支援英文・中文・韓文・西班牙文・葡萄牙文）

（英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語対応）

■ 個人編號卡（包含遭竊・遺失等暫停使用）的詢問

マイナンバーカード（盗竊・紛失による一時停止を含む）のお問合せは

■ 有關個人編號卡制度的詢問

マイナンバー制度のお問合せは

0120-0178-27

0120-0178-26